



箕 国 運 協 4 号  
平成 23 年 (2011 年) 2 月 10 日

箕面市長 倉田 哲郎 様

箕面市国民健康保険運営協議会  
会長 牧原 繁



国民健康保険料の賦課限度額の見直し及び  
出産育児一時金の改定について (答申)

平成 23 年 (2011 年) 1 月 13 日付け箕市国第 361 号をもって諮問のありました「賦課限度額の見直し」及び「出産育児一時金の改定」について審議を行った結果、下記のとおり決しましたので答申します。

記

諮問事項	答申
・ 賦課限度額の見直しについて 改正される政令の金額と同額とする。 (改正予定賦課限度額) ・ 基礎賦課額を年 51 万円 ・ 後期高齢者支援金等賦課額を年 14 万円 ・ 介護納付金賦課額を年 12 万円	「妥当である」と判断する。
・ 出産育児一時金について 基本額 35 万円に加算していた 4 万円の経過措置分を恒久化し、基本額 39 万円とし、産科医療補償制度等に加入している分娩機関で出産したときは、「3 万円」を上限として加算する。 ただし、関係法令が改正された額とする。	「妥当である」と判断する。

協議年月日 平成 23 年 (2011 年) 1 月 13 日

以上